

民間対応義務化で情報共有

奄美地区障害者差別解消支援協

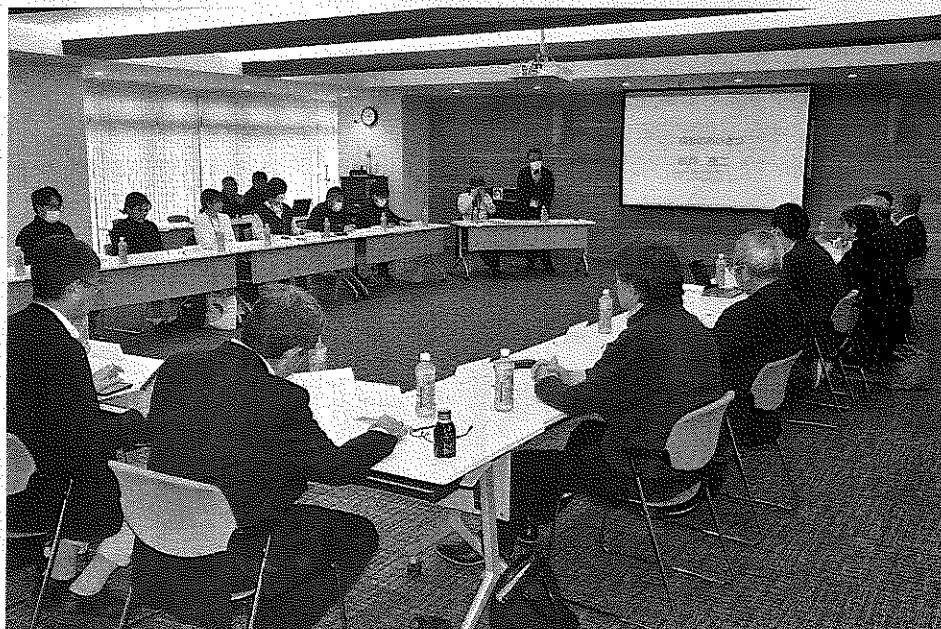
合理的配慮提供、4月改正法施行で

障がい者に対する不当な差別をなくすため、行政や民間事業者で組織する「奄美地区障害者差別解消支援地域協議会」（会長・麻井庄二奄美市福祉政策課長）の2023年度第2回会合が28日、奄美市名瀬の同市役所であった。県や奄美大島5市町村の行政職員、運輸事業者代表など約30人が出席。今年4月の「改正障害者差別解消法」施行に向け、行政で取り組んでいる合理的配慮の具体例や直近で寄せられた相談を報告し、情報共有を図った。

改正障害者差別解消法では、個人事業主を含む民間事業者による障がい者への「合理的配慮の提供」が義務化される。合理的配慮は障がい者が健常者と同じように活動できるようにするため、物理的環境や人的支援を整えることを指す。会では奄美大島5市町村の担当者が、各公共施設で実施する多目的トイレや身障者用駐車場、車いすなど

の合理的配慮やバリアフリーの取り組み状況を説明。県暮らし安全相談員は、心臓にペースメーカーを埋め込んだ男性の日常生活における注意点などを報告した。

「合理的配慮の事例や障がい者の相談内容を報告し、対応策の情報共有を図った奄美地区障害者差別解消支援地域協議会」28日、奄美市名瀬



と呼び掛けた。参加者からは「奄美には小さな事業所も多い。改正法の周知が必要」「障がいの種類はさまざま。障がい者と接する機会のある現場の職員が気を付けて実践していくことが大事」などの意見があった。